



「基金脱退の自由とは」

長野県の建設会社が厚生年金基金の財政悪化を理由に厚生年金基金からの脱退を求めて争った訴訟で、長野地裁は「やむを得ない事由がある場合には、基金の代議員会の議決や承認は不要」と加入企業の脱退を認める判決を8月24日に出しました。事の経緯は、昨年、従業員1人当たり約200万円が見込まれた特別掛金を支払って脱退しようとした2つの事業所の脱退を厚生年金基金の代議員会で認めなかったために、一方の会社が訴訟を起こしたのですが、原告側は脱退の自由は事業所の基本的権利で、脱退を制限することは公序良俗に反すると主張、一方、被告側の厚生年金基金は、基金は公的な性格を持つ組織であり、基金の安定運営には加入する事業所の確保が不可欠だとし、事業所の脱退に対して一定の制限を課すことは基金の性格上当然と反論していました。今までも厚生年金基金の脱退を巡る訴訟はありましたが、和解に落ち着いていることもあり、裁判所が判決を下したという点では今回が初めてのケースであるため、注目されています。

報道では、「脱退の自由」が認められたことで、財政難の厚年基金から加入企業が離脱する動きが加速しそうだとなりましたが、この基金が特殊な状況にあったことを忘れてはなりません。当該基金は、元事務長が約23億円も横領して行方不明になっていることから財政状況が悪化しており、その運営体制に失望したことが訴訟の発端になっているのですが、この判決では、このようなやむを得ない理由があることで脱退を認めており、一方で脱退に一定の制限をすることには合理性があるとしています。つまり、どこの基金でも通用するとはしていません。それに、地裁判決なので、今後高裁以降でくつがえされる可能性があります。基金の事業所脱退については個別判断で考えていく必要があるのではと思います。とはいえ、AIJ投資顧問による年金資産消失事件を機に、多くの基金で深刻な赤字が表面化している状況もあり、脱退を求める企業は増えていく可能性があります。その意味でも、今回の長野地裁の判決は、基金脱退の動きに影響を与えそうです。企業は基金から任意脱退するにあたって、多額の特別掛金を支払う必要があるため、資金力のある企業のみで任意脱退が進むことになります。

当該企業としては、時が経過すればするほど、追加負担が膨らむ恐れがあり、多額のお金を支払っても脱退したいという考えに至ってしまうでしょう。しかし、その結果、特別掛金を支払えない企業ばかりが残ってしまい、更に基金の財政状況が悪化し、掛金引き上げにつながって、その掛金を支払えないかもしれません。それなら、むしろ解散を目指したほうが公平なのでしょう。

なお、脱退時の特別掛金は代行部分だけでなく上乘せ部分も含めて、積立不足の自社分を負担することになりますので、何社か資金力のある会社が脱退すれば、代行割れとなっても、その財政状況にある程度改善できる可能性があります。当分の間、代行部分に相当する最低責任準備金を確保できれば企業の追加負担なくして厚生年金基金の解散は可能ですし、年金財政を改善させることで存続の途も開けてくるのではないのでしょうか。脱退を拒むよりも前向きな脱退を認めていくことを厚生年金基金は検討してみる価値があるかもしれません。

<著者プロフィール>

中林 宏信 氏

年金数理人、社団法人日本アクチュアリー会正会員、トータル・ライフ・コンサルタント（生保協会認定FP）日本商工会議所認定1級DCプランナー、確定拠出年金普及協会認定DCアドバイザー等。日本年金数理人会、日本アクチュアリー会、厚生年金基金連合会（現企業年金連合会）、生命保険協会等の各委員会の委員・委員長を歴任、厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金、確定拠出年金等の年金財政・コンサルティング、退職給付会計の算定・検証・コンサルティングを中心に活動。生命保険計理・商品分野や収益・リスク管理分野、資産運用分野にも詳しく、講演・執筆活動も多数。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488